

**KPMG Newsletter** 

# **KPMGInsight**

Sustainability

サステナビリティ開示基準(SSBJ基準)の公開草案の概要 〜抑えるべき勘所〜



vol. **68** 



# サステナビリティ開示基準 (SSBJ基準)の公開草案 の概要

# ~ 抑えるべき勘所 ~

あずさ監査法人 会計・開示プラクティス部

山田 桂子/シニアマネジャー

2 024年3月29日に、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)からサステナビリティ開示基準の公開草案 (以下、「SSBJ基準案」という)が公表されています。

今後、SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連財務情報を有価証券報告書で開示することがプライム上場企業に対して義務付けられることが見込まれています。具体的な適用対象企業や時期については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」で議論中ですが、時価総額の規模に応じて段階的に義務化していく方向性が示されており、上場企業による情報開示に大きな影響を与えることが想定されています。

本稿では、SSBJ基準案の概要について概説します。なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添えます。



山田 桂子 Katsurako Yamada

#### **OPPOINT 1**

# プライム上場企業が適用すること が想定されている

具体的な適用対象企業および強制適用時期については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において議論されている。

#### **OPPOINT 2**

#### 何を開示するのか

投資家の意思決定に役立てるため、「企業の見通しに影響を与えると合理的に 見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報」を開示する ことが求められている。

#### **OPPOINT 3**

## IFRS®サステナビリティ開示基準 との整合性

SSBJ基準案は、相応の理由がある場合を除いて、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)が開発したIFRSサステナビリティ開示基準(以下、「ISSB基準」という)の定めを取り入れる方針で開発されている。他方、一部で日本独自の取扱いを定める規定もあり、一定の差異が存在している。

#### **POINT 4**

#### 適用初年度における経過措置

SSBJ基準案では、実務の負担を考慮し、比較情報、気候以外のリスクと機会に関する情報、スコープ3GHG排出の開示は免除される等の経過措置が設けられている。なお、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の同時報告に関する経過措置は金商法において別途整備されることが想定されている。

## 経緯

SSBJは、わが国におけるサステナビリティ開示基準を開発すること等を目的として、2022年7月に設立されました。SSBJは、グローバル・ベースラインとされるISSB基準と整合的な基準を開発することが市場関係者にとって有用であるとの認識のもと、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発に取り組み、今般、SSBJ基準案を公表するに至りました。

# 基準案の特徴

#### 1. 適用対象企業

SSBJ基準案は、プライム上場企業に適用することを想定して開発されています。これは、金融庁より「SSBJ基準の適用対象は、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業(東京証券取引所のプライム上場企業またはその一部)から

始めることが考えられる」との方向性が示されたことを踏まえたものです。

#### 2.国際基準との整合性

基準の開発にあたっては、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、相応の理由がある場合を除き、ISSB基準の定めを取り入れる方針で開発されています。

#### 3.基準の構成

SSBJ基準案は、以下の3つの基準案で 構成されています。

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」(以下、「適用基準案」という)
- サステナビリティ開示テーマ別基準公 開草案第1号「一般開示基準(案)」(以下、「一般基準案」という)
- サステナビリティ開示テーマ別基準公 開草案第2号「気候関連開示基準(案)」 (以下、「気候基準案」という)

一方、IFRSサステナビリティ開示基準はIFRS S1号とIFRS S2号の2つの基準から構成されており、基準の構成に差異が生じています。SSBJ基準案では、わかりやすさの観点から、IFRS S1号の以下の構成要素を別個の基準として開発されています(図表1参照)。

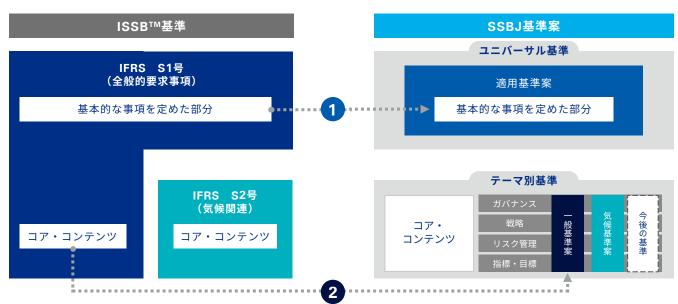
- ① サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本的な事項を定めた部分
- ② コア・コンテンツを定めた部分

## 適用基準案の概要

#### 1.何を開示するのか

SSBJ基準案では、投資家等の意思決定に役立てるため、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報」を開示することが求められています。これを「サステナビリティ関連財務開示」といいます。

#### 図表1 ISSB基準とSSBJ基準案の比較



出典:SSBJ基準案に基づきKPMG作成

#### 2.なぜ開示するのか

企業(バリュー・チェーン含む)は、キャッシュ・フローを創出するために資源(例:自然資本など)や関係(例:従業員やサプライヤーとの関係など)に「依存」するとともに、企業活動等を通じて、資源や関係に「影響」を及ぼしています。このような依存

や影響は、サステナビリティ関連のリスク と機会の発生につながります。

たとえば、企業のビジネスモデルが水資源に依存している場合、水資源の劣化や枯渇は企業のビジネスモデルや戦略に影響を与え、さらには、財務業績や財政状態に不利な影響を与える可能性があります。 一方、水資源の再生や維持は、企業に有 利な影響を与える可能性もあります。

こうした情報は、投資の意思決定に不可欠なものと考えられることから、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報」を投資家等に提供することが求められています。

#### 3. サステナビリティ報告の流れ

SSBJ基準案に基づくと、サステナビリティ報告を行うフローはおおむね以下のように区分することができます(図表2参照)。

#### (1)報告企業の決定(STEP1)

SSBJ基準案では、報告の対象とする企業の範囲を「報告企業」と表現しています。 サステナビリティ関連財務開示の「報告企業」は、関連する財務諸表と同一となります。つまり、連結財務諸表を作成している場合は、連結財務諸表に含まれる企業集団が「報告企業」にあたります。

## (2)開示すべきリスクと機会の識別 (STFP2)

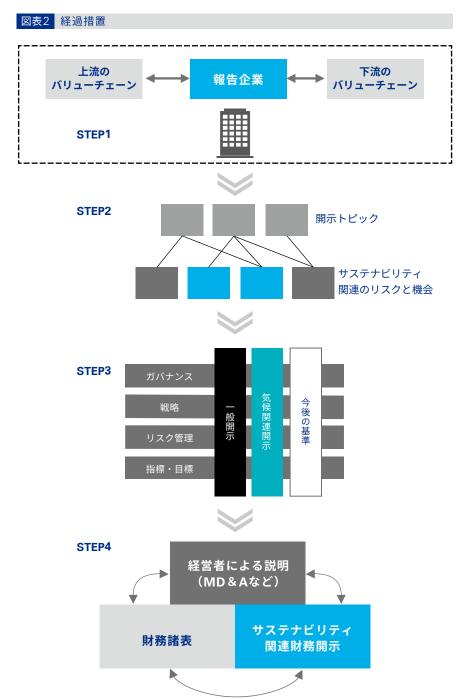
報告企業に影響を与えるサステナビリティ関連のリスクと機会のうち、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクと機会」を識別し、開示対象とします。

#### (3) 開示すべき情報の識別(STEP3)

この開示対象となるリスクと機会について、「重要性のある (material)情報」を識別して、サステナビリティ関連財務開示として報告します。

# (4) 一般目的財務報告の一部として開 示(STEP4)

サステナビリティ関連財務開示は、財務諸表を補完するものとなります。このため、サステナビリティ関連財務開示が一般目的財務報告の一部として、財務諸表や経営者による説明(例:MD&Aなど)と一



体的に開示されることにより、投資家等の 意思決定に役立つ情報を提供することが できます。

#### 4.4つのコア・コンテンツ

サステナビリティ関連のリスクと機会 に関する情報として、4つのコア・コンテン ツ(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標・ 目標)の開示が求められています。これ は、TCFD提言<sup>1</sup>を基礎としたものですが、 SSBJ基準案では、より詳細な開示要求事 項が一般基準案と気候基準案において定 められています。

#### 5.財務諸表とのコネクティビティ

サステナビリティ関連財務開示は、関 連する財務諸表を補足し、補完するものと されています。このため、SSBJ基準案で は、財務諸表とのコネクティビティ(つな がり)を促進させるために、原則として、サ ステナビリティ関連財務開示を以下のよう に報告することが求められています。

- 財務諸表と同時に報告
- 財務諸表と同じ報告期間
- 一般目的財務報告の一部として報告

#### 6. バリュー・チェーン情報

上述のとおり、SSBJ基準案により開示 が要求されるサステナビリティ関連のリス クと機会は、企業のバリュー・チェーン全 体にわたる企業とそのステークホルダー、 社会、経済および自然環境との相互作用 から生じるとされています。このため、バ リュー・チェーンの上流や下流の情報も含 めてサステナビリティ関連財務情報の開 示を行うことが求められています。

#### 7. 比較情報の開示

当期に開示されるすべての数値情報に ついて前期の比較情報を開示することが 求められています。加えて、有用な場合は 靭性)に関する評価を説明するにあたって

説明的および記述的情報についても比較 情報を開示することが必要となります。

# 一般基準案の概要

一般基準案では、いまだテーマ別基準 が開発されていないテーマに関するサステ ナビリティ関連のリスクと機会の開示につ いて定めています。つまり、現時点におい ては、気候関連以外のテーマ別基準は開 発されていないものの、気候関連以外の サステナビリティ関連のリスクと機会につ いても、一般基準案に基づき開示を検討 する必要があるということになります。

一般基準案では、サステナビリティ関連 のリスクと機会に関してガバナンス、戦略、 リスク管理、指標・目標に関する開示を提 供することを求めています。

#### 気候基準案の概要

気候基準案は、一般基準案と同様に、 気候関連のリスクと機会に関して、ガバナ ンス、戦略、リスク管理、指標・目標に関 する開示を提供することを求めています。 以下では、気候基準案特有の開示に焦点 をあてて解説します。

#### 1. 移行計画

移行計画とは、企業が低炭素経済への 移行に取り組むための目標と行動を定め たものです。企業が識別されたリスクと機 会にこれまでどのように対応してきたか、 また、これから対応する予定であるかを開 示するにあたって、移行計画がある場合に は、移行計画を開示することが求められて います。

#### 2.シナリオ分析

企業が気候リスクへのレジリエンス(強

は、シナリオ分析を使用することが求めら れています。企業がシナリオ分析の実施に おいて採用するアプローチは、報告日時 点において、過大なコストや労力をかけず に利用可能な合理的で裏付け可能なすべ ての情報に基づいて実施することが要求 されています。その分析手法には定量的な ものだけでなく、定性的なものも含まれる とされています。

#### 3. 産業横断的指標等

気候関連のリスクと機会に関しては、7 つの産業横断的指標等が定められていま す(①GHG排出、②移行リスク、③物理的 リスク、④気候関連の機会、⑤資本の投 下、⑥内部炭素価格、⑦報酬)。これらは、 業種やビジネスモデルにかかわらず、すべ ての企業が開示すべき指標として定められ ています。

#### 4.GHG排出

産業横断的指標等の1つであるGHG排 出については、スコープ1・2・3のGHG排出 の絶対総量を開示することが求められて います。その測定にあたっては、原則とし てGHGプロトコル (2004年)<sup>2</sup>に基づき測 定しますが、法域の法令等で異なる測定 方法が要求される場合は、当該方法で 測定可能です。この点、わが国において は、「地球温暖化対策の推進に関する法 律」に基づく「温室効果ガス排出量の算 定・報告・公表制度」(以下、「温対法等」 という) が該当すると考えられ、温対法 等の適用対象企業に限っては、温対法等 に基づき測定することが可能とされてい ます。

#### 5. 産業別指標

SSBJ基準案では、産業別指標のうち、 主なものを開示することが求められてい ます。開示する指標の決定にあたっては、 : ISSBが公表する「産業別ガイダンス」の適 用は要求されないものの、これを参照し、 その適用可能性を考慮することが要求されています。

#### VI

#### ISSB基準との差異

SSBJ基準案には、ISSB基準と異なる独自の取扱いを定めるものがあり、「IFRS サステナビリティ開示基準とSSBJ基準案の差異等の一覧」がSSBJ事務局から公表されています。

その1つに、法令による指標(GHG排出以外)の算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と相違する場合について、一定の要件を満たす場合には、当局に報告するために用いた算定期間で開示することを容認する独自の定めがあります。

また、任意でSSBJ基準を適用した場合の独自の取扱いとして、同時報告・比較情報・情報の記載場所に関して、例外的に免除規定が設けられています。

その他にも、ISSB基準にはない追加的な開示を要求するものや、ISSB基準による開示要求事項に追加的な選択肢を与える独自の取扱いが設けられています。

#### V

#### 適用時期

#### 1. 強制適用時期

SSBJ基準案には、強制適用時期の定めはありません。SSBJ基準の適用対象企業および強制適用時期については、2024年3月に金融庁に設置された金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において議論されています。

#### 2.早期適用時期

確定基準公表日以後終了する報告期間から適用可能としています。仮に、2025年3月末までに確定基準が公表された場合、2025年3月期から早期適用が可能となります。

#### 3.経過措置

SSBJ基準案では、実務の負担を考慮し、図表3に示した経過措置が設けられています。なお、ISSB基準と異なり、同時報告に関する経過措置の定めがありませんが、金商法において別途整備される想定ことが想定されています。

- 1 気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD)提言に基づくフレームワーク
- <sup>2</sup> 温室効果ガスプロトコルの企業算定お よび報告基準(2004年)

# 図表3 サステナビリティ報告の流れ

|                       | 適用初年度における措置                                                                                                    |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ❶ 比較情報                | 比較情報を開示しないことができる                                                                                               |
| ② 気候以外の<br>サステナビリティ情報 | 「気候基準」に準拠して気候関連のリスク・機会のみについての情報を開示することができる <sup>(※1)</sup>                                                     |
| ⑤ GHG排出量の測定方法         | 適用初年度の直前年度においてGHG排出の測定に下記以外の測定方法を用いていた場合、当該測定方法を用いることができる <sup>(※2)</sup> ・「GHGプロトコル(2004年)」または法域の法令等が要求している方法 |
| ◆ スコープ3GHG排出          | スコープ3GHG排出を開示しないことができる <sup>(※1)</sup>                                                                         |

※1: 経過措置の適用により免除された情報については、適用2年目において比較情報の開示が免除される。 ※2: 適用2年目の比較情報の開示にあたり、上記3の方法を引続き使用できる。 出典: SSBJ基準案に基づきKPMG作成

#### SSBJの審議動向コンテンツ

ウェブサイトでは、SSBJの基準開発動向等を紹介 Lています。

https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2023/06/ssbj-update.html

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

# 有限責任 あずさ監査法人 山田 桂子/シニアマネジャー

- ☎ 03-3266-7580 (代表)
- ★ katsurako.yamada@jp.kpmg.com

#### KPMGジャパン

kpmg.com/jp





本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2024 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2024 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製 および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項:適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、 $\Gamma IAS$ ®」および  $\Gamma IASB$ ®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および (または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。